平成２８年４月５日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：フォローアップ監査）

Ⅰ．監査実施の概要

１．監査目的

「国立大学法人東北大学内部監査規程第１８条第２項」に基づく改善状況の確認

２．監査対象部局

教育学研究科・教育学部、法学研究科・法学部、理学研究科・理学部、
医学系研究科・医学部、歯学研究科・歯学部、薬学研究科・薬学部、
工学研究科・工学部、農学研究科・農学部、国際文化研究科、情報科学研究科、
生命科学研究科、金属材料研究所、加齢医学研究所、流体科学研究所、
電気通信研究所、災害科学国際研究所、附属図書館、病院、
原子分子材料科学高等研究機構、東北メディカル・メガバンク機構、
総務企画部法務課、人事企画部人事給与課、教育・学生支援部、施設部、
情報部情報基盤課（サイバーサイエンスセンターを含む）

計２５部局

３．監査実施期間

平成２７年１２月７日～平成２８年１月２９日

４．主な監査手続

昨年度の内部監査で指摘を行った事項の改善状況に関するヒアリング、資料査閲

Ⅱ．監査結果の要約

１．全般的所見

平成２７年度内部監査基本計画書において重点事項とした「フォローアップ監査」は、平成２６年度内部監査における指摘事項（改善事項または経過観察事項）を対象として、「改善計画（状況）回答書」に基づく対応状況とその効果の検証を目的としている。

このため、当該部局において、平成２６年度内部監査における指摘事項に対し、改善のための措置等が講じられているか、未改善若しくは改善が不十分となっている事項がないか、ある場合にはその要因は何であるかなどについて監査を実施した。

○フォローアップ監査の対象事項　　５８件

（内訳）

・競争的資金の監査（改善事項２７件）

・ハラスメントの防止等に関する監査（改善事項３件）

・標準会計監査（改善事項１４件）

・フォローアップ監査（改善事項３件、経過観察事項１１件）

上記内部監査報告書に記載された指摘事項等に関する改善状況を確認したところ、全般的には概ね適正に改善されていたが、一部に改善に向けての取り組みは行われていたものの、２．指摘事項②に記載のとおり、経過観察を要する事項があった。

２．指摘事項

① 改善事項

該当なし。

② 経過観察事項　　１０件

（内訳）

（１）競争的資金の監査

1）研究室等における会計手続きについて　　１件

2）謝金について　　１件

3）会議費について　　１件

4）固定資産について　　１件

（２）ハラスメントの防止等に関する監査

1）ハラスメント防止対策について　　１件

（３）標準会計監査

1）研究室等における会計手続きについて　　１件

（４）フォローアップ監査

・平成２３年度内部監査（情報セキュリティに関する監査）関係

1）事務担当者に対する個人情報保護マニュアルの作成について　　１件

2）教職員に対する個人情報保護マニュアルの作成について　　１件

3）「個人情報保護業務」に関する自己点検ついて　　１件

・平成２１年度内部監査（科学研究費補助金の監査）関係

・平成２２年度内部監査（標準会計監査）関係

4）「給与的謝金」の取り扱いについて　　１件

Ⅲ．改善要求等

１．指摘事項に対する改善要求

Ⅱ．監査結果の要約 ２.指摘事項については、該当する部局に対して、具体的な「改善計画（状況）回答書」の提出を要求する。

２．本部事務機構に対する意見

特になし